No. 20-32
2020年9月

先生各位

「バンコマイシン」特定薬剤治療管理料 診療報酬算定方法の一部訂正のお知らせ

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
このたび、令和2年8月31日に厚生労働省保険局医療課より、令和2年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正を行う旨の通知がなされました。
取り急ぎご案内いたしますので、よろしくご利用の程お願い申し上げます。

謹白

記

● 対象項目　　バンコマイシン

● 訂正箇所と内容

第２章 特掲診療料
第１部 医学管理等
Ｂ００１ 特定疾患治療管理料
１ （略）
２ 特定薬剤治療管理料
（１） 特定薬剤治療管理料１
ア～サ （略）
シ 「注７」に規定する加算は、入院中の患者であって、バンコマイシンを数日間以上投与しているものに対して、バンコマイシンの安定した血中至適濃度を得るため頻回の測定をが行った場合は、１回に限り~~われる初回月に限り~~、初回月加算（バンコマイシンを投与した場合）として「注７」に規定する加算を算定し、「注８」に規定する加算は別に算定できない。

＜参考＞「注７」「注８」とは

２ 特定薬剤治療管理料
イ 特定薬剤治療管理料１　470点
ロ 特定薬剤治療管理料２　100点
注 １～６（略）
７ イについては、入院中の患者であって、バンコマイシンを投与しているものに対して、同一暦月に血中のバンコマイシンの濃度を複数回測定し、その測定結果に基づき、投与量を精密に管理した場合は、１回目の特定薬剤治療管理料を算定すべき月に限り、530点を所定点数に加算する。
８ イについては、注６及び注７に規定する患者以外の患者に対して、特定薬剤治療管理に係る薬剤の投与を行った場合は、１回目の特定薬剤治療管理料を算定すべき月に限り、280点を所定点数に加算する。
９～11（略）